

平成29年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

民事訴訟法

1 以下の事例を読んで、設問に答えなさい。

（事例）

Xは本件土地を所有しており、これをAへ賃借した。Aは本件土地上に建物（本件建物）を建てた。その後、Aは本件建物を本件土地賃借権も含めYへ売却した。しかしXは、AがYへ賃借権を譲渡することを承諾しなかったと主張し、Yを被告として、所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起した（第一訴訟）。

第一訴訟においては、主にXの承諾の有無が争点となり、第一審はXの請求を認容する判決がなされた。控訴審においては和解の試みが数日に渡ってなされたが、結局不調に終わった。控訴審の証拠調べ手続が終了した第4回口頭弁論期日において、Yは建物買取請求権（借地借家法14条）の行使を主張したが、第5回口頭弁論期日において裁判所は右主張を時機に後れた攻撃防御方法（民訴157条）として却下の上、口頭弁論を終結して控訴を棄却した。

第一訴訟の判決が確定した後、YはXを被告として請求異議の訴えを提起し（第二訴訟）、異議の事由として、第一訴訟口頭弁論終結後にYは改めて建物買取請求権を行使した上、本件建物と土地をすでにXに明け渡したと主張した。

（設問）

第二訴訟の受訴裁判所は、Yの主張をどのように扱うべきか。

2 民事訴訟および民事執行において、法人格否認の法理が問題となり得る場面について論じなさい。